

No. 330

全 日 仏

7/62

座談会／同和推進、今後の展望
緊急報告／静岡市のいきすぎた税務調査、税務指導



緊急 税務講習会

「税務署の『お尋ね文書』に返事をしないと、なにか報復措置があるのではないか」

「返事をしなかったからといって、法律上不利を被ることはありません」

いきすぎた税務指導、税務調査にゆれる静岡市仏教会のある寺院で開かれた緊急の税務講習会(上写真)では、熱心な質疑応答がおこなわれた。

群馬県、新潟県、三重県、岐阜県、そして今回の静岡県。いきすぎた税務調査は全国的に波及しつつある。

(関連記事「緊急報告―静岡市のいきすぎた税務調査、税務指導」は13、14面に掲載)

全仏理事会開く

事業報告など五議案審議



開かれた全仏理事会

五月二十六日午後二時から、東京グランドホテルを会場に、全仏の理事会が開催された。

議長に若槻修道理事長、議事録署名委員に小田原利仁、有馬清雄の両師を選んだ。議事に入った。

議案第一号「昭和六十一年度事業報告の承認を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長が

説明の後、原案通り承認。

議案第二号「昭和六十一年度歳入歳出

決算の承認を求める件」

若槻理事長より上程。石川財務部長説

明の後、白川監事が監査報告を行い、原案通り承認。

議案第三号「ルンビニー復興日本仏教徒委員会規約改正の承認を求める件」

若槻理事長より上程。杜多国際文化部長が規約改正案を説明、質疑応答の後、原案の字句を一部修正の上、改正が承認された。

議案第四号「負担金検討委員会設置の承認を求める件」

若槻理事長より上程。石川財務部長が

説明、原案通り承認された。

議案第五号「顧問及び参与推薦に関し意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長説明の後、顧問及び参与を新たに推薦する方向で、具体案を作成することになった。

報告事項①「本会創立三〇周年記念事業について」

報告事項②「事務局各報告」

各部長より報告された。
(事業報告と決算書は次号に掲載)

都道府県仏代表者会議

30周年記念事業など協議



都道府県仏代表者会議

去る六月二十三日午後二時より、東京グランドホテルを会場に都道府県仏教会代表者会議が開催された。

はじめに野口善雄事務総長が導師をつとめて三帰依文を唱和。続いて同事務総長並びに関西事務局事務総長代理中山知

見総務部長が挨拶。その後白川謙敬東京都仏教連合会事務局長(全仏評議員)を座長に選出、協議にはいった。

協議事項

(1)財団創立三十周年記念事業について

事務総長から①既に記念事業の一環として実施されているタイ国王生誕60年祝賀ツアー、②十月七日に開催される記念式典(於増上寺・東京プリンスホテル)。

討する「負担金検討委員会」の設置が承認されたことが報告された。出席者から全仏をもりたてていかなければならないとの積極的な意見が表明された。

(3)ルンビニー園復興計画について
杜多国際部長より、ルンビニー園復興計画の経過と現況を説明。ネパールによる計画の進展が大幅に遅れているため、本会で計画した事業を具体化するに至らず、本年五月をもって募財期間が終了することになった。そこで、「ルンビニー復興日本仏教徒委員会」を現状に即した体制に改組し、総力をあげて事業の推進をはかることになった、と報告。あわせて勧募のさらなる協力を要請した。出席者より諸外国の計画の実施状況について質問があった。

(4)税務対策について
石川財務部長と長谷川正浩顧問弁護士から、税務問題の現状とその問題点について説明。特に近時各地で再燃している税務署よりの「お尋ね」と、「席貸業」の

③記念誌「全仏30年の歩み」の刊行、④世界仏教徒連盟(WFB)執行委員会の開催(八月五日、八日、於京都)について報告並びに案内がなされ、特に加盟の都道府県仏教会への強い協力を求めた。

(2)負担金について
石川財務部長から、五月二十六日の理事会において負担金の見直しについて検

問題について報告された。出席者からいくつかの具体的な現地報告がなされた。

(5)その他
齋藤社会部長より、昭和六十三年の全日本仏教徒会議を、岐阜県で開催する旨の報告があった。また大山同和推進部長より本会の同和問題への取り組みについて、「業」問題を中心に進めている旨の報告があった。

引き続き五時より、山本道隆埼玉県佛教会会長(全仏副会長)の乾杯の発声により懇親会を開催。親しく意見を交換した。

茨城県仏主催の 同和研修会開く

茨城県仏教会主催による同和研修会が去る六月六日午後一時より、水戸市の常陽芸文センターにおいて、全仏同和委員の伊藤俊彦師(曹洞宗)を講師に迎え、県内各宗派の住職参集のもと開催された。全仏からは大山同和推進部長が出席した。教団単位の同和研修会は各地で開催されているが、都道府県仏教会で同和研修会を開催しているのは、今のところこの茨城県だけである。それだけにその動向が注目されている。

小原泰寿茨城県仏教会会長に続いてあいさつに立った大山全仏同和推進部長は、全仏の「業論の取り組み」に関するアンケート調査についてふれ、現在、加盟教団に問題提起中である旨報告。仏教界に

おける同和問題への取り組み状況の一端を紹介した。

講師の伊藤師は、所属する宗派の曹洞宗で特に取り組み中である差別戒名、差別墓石、差別図書等の問題について、皆様のご参考になればと前置きの上、細事にわたり説明をした。

講演後、質疑応答がなされ、午後四時に散会した。
全仏同和推進部では、各都道府県仏教会主催の同和研修会について、講師の派遣等、その他相談に応じておりますのでお問い合わせ下さい。

宗教学人セミナー

博多で百二十名参集

福岡県仏教連合会主催の「宗教学人セミナー——信仰の自由を守るために——」(後援・全日本仏教会、山一證券株式会社)が、去る六月十二日、博多東急ホテルにおいて開催された。

福岡県での開催は今回で三回目。しかしそれにもかかわらず約百二十名が参集大盛会となった。

プログラムも充実のものとは少し変更があり、高木正博氏(山一證券コンサルタント部長)の「宗教学人と諸帳簿及び財産の管理」、長谷川全仏顧問弁護士「税務攻勢の問題点とその対応策」という講演二題が行なわれた。

なお、今回の宗教学人セミナーは、TV局のRKB毎日放送が取材に訪れ、会場の模様を夜のニュースで放映された。



財団法人 全日本仏教会

- 会長 阿部野竜正 (高野山真言宗管長)
- 副会長 小峰 順響 (真言宗智山派管長)
- 渋谷 有教 (真宗仏光寺派門主)
- 足立 大進 (臨濟宗円覚寺派管長)
- 麻生 文雄 (真言宗醍醐派管長)
- 北河原公典 (華嚴宗東大寺長老)
- 大橋 覚阿 (徳島県仏教会名誉会長)
- 山本 道隆 (埼玉県佛教会会長)
- 山本 杉 (全日本仏教婦人連盟理事長)
- 理事長 若槻 修道
- 事務総長 野口 善雄

事務総局

東京都港区芝公園四一七一四
明照会館内
〒105 〇三(四三七)九二七五
職員一同

関西事務局

京都市下京区堀川通花屋町下ル
浄土真宗本願寺派広報部内
〒600 〇七五(三七二)五一八一
事務総長 井上博厚
他 職員一同

暑中御見舞い申し上げます

浄土真宗本願寺派

門主 大谷 光真

総長 渡辺 静波

総務 日谷 周暎

同 平 興誓

同 青地 敬水

同 爪田 一貫

同 井上 博厚

〒600 京都市下京区堀川通花屋町下ル
本願寺門前町
〇七五(三七七)五一八一

真宗大谷派

宗務総長 古賀 制二

参務 本間 義博

同 恵美 龍川

同 山崎 順正

同 不破 仁

同 熊谷 宗恵

〒600 京都市下京区烏丸通七条上ル
常葉町七五四
〇七五(三七七)九一八一

本門佛立宗
本山宥清寺

宗務本庁一同

〒602 京都市上京区御前通一条上ル
東堅町一一〇
〇七五(四六一)一一六六

孝道教団

統理 岡野 正貫

副統理 岡野 鄰子

〒221 横浜市神奈川区鳥越三八
〇四五(四三三)一一〇一

念法真教団
総本山金剛寺

燈主 小倉 靈現

〒538 大阪市鶴見区緑三丁四一三二
〇六(九二)二二〇一

真言宗善通寺派宗務庁
総本山善通寺

法管主 長蓮 生善隆

宗務総長 阿部 本宣

総務 務山地 善真

〒765 香川県善通寺市善通寺町
三一三一
〇八七七(六二〇)一一一

暑中御見舞い申し上げます

浄土宗宗務庁

浄土門主	藤井實應	宗務総長	武田奮彦	総務局長	小口輝雄	教学局長	大田秀三	財務局長	川井匡俊	社会局長	牧達雄	同和推進事務局局長	斎藤价洲	東京事務所長	国友俊雄	同和推進事務局参与	蓮池瑞旭	東京事務所出版室長	松浦行真
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----------	------	--------	------	-----------	------	-----------	------

京都市東山区林下町四〇〇
 〒605 〇七五(五二五)二二〇〇
 (東京事務所)
 東京都港区芝公園四一七一四
 〒105 〇三(四三六)三三五一

日蓮宗宗務院

管長	金子日威	宗務総長	長瀬貫公	宗務副総長	加藤海晃	綜舎	富田義董	企画部長	神部錬紳	庶務部長	浅井玄裕	財務部長	米田淳雄	教務部長	山本龍雄	護道部長	長谷川正徳	現代宗教研究所長	長谷川正徳	参与	豊田通證	参与	岡田法順	日蓮宗新聞社社長	豊田英世
----	------	------	------	-------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	----------	-------	----	------	----	------	----------	------

東京都大田区池上二二三一五
 〒146 〇三(七五一)七一八一

総本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所

座主	阿部野竜正	執行総長	近藤説巖	執行総長	寿山良知	執行総長	佐伯仁経	執行総長	民岡哲雄	執行総長	山口耕栄	執行総長	山田高韶	執行総長	豊田高韶	同和局長	近藤覚玄	御遠忌紀要編纂局長	北川智城
----	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----------	------

和歌山県伊都郡高野山一三三二
 〒648-02 〇七三二六(五六)二〇二一
 (高野山東京別院)
 主 管 橋爪良恒
 弘法大師奉賛会 柴田弘仁
 事務局局長
 東京都港区高輪三一五一八
 〒108 〇三(四四一)三三三三八

真言宗大覚寺派 大本山大覚寺

京都市右京区嵯峨大沢町四
 〒616 〇七五(八七二)〇〇七一

臨濟宗東福寺派

宗務総長 岡平篤道
 京都市東山区本町一五
 東福寺派宗務本院
 〒605 〇七五(五三二)五二〇七

大雄山最乗寺

山主 余語翠巖
 紀綱 阿部顕瑞
 副寺 豊島健生
 神奈川県南足柄市大雄町
 〒250-01 〇四六五(七四)三二二二

暑中御見舞い申し上げます

臨濟宗妙心寺派
宗務本所

管 長 倉 内 松 堂

宗務総長 竹 中 玄 鼎

総務部長 横 山 尚 空

教学部長 中 島 義 観

財務部長 瑞 岩 宗 園

花園 部長 會 馬 場 義 光

法務部長 古 田 宗 忠

〒615 京都市右京区花園妙心寺町
〇七五(四六三)三二二

天台宗務庁

宗務総長 江 田 廣 典

庶務部長 高 松 義 寛

財務部長 藤 目 真 良

教学部長 水 尾 真 寂

参 社会部長 務 北 角 円 澄

総務室長 市 原 孝 寿

〒520-01 大津市坂本本町一七七一一
〇七七五(七九)〇〇三二

真言宗智山派宗務庁
総本山智積院法務所

管 主 長 小 峰 順 譽

宗務総長 寺 務 長 高 野 一 能

総務部長 執 務 部 長 事 長 石 川 良 泰

教学部長 執 務 部 長 事 長 小 峰 一 允

教化部長 執 務 部 長 事 長 上 野 照 法

財務部長 執 務 部 長 事 長 大 森 龍 澄

財務部長 執 務 部 長 事 長 岡 本 實 良

出張所 別 院 執 務 事 長 花 木 義 光

〒605 京都市東山区東山七条下ル
東瓦町九六四
〇七五(五四二)五三六二二
七八九七

東京都仏教連合会

会 長 大 谷 昌 之

理 事 長 岩 崎 宗 秀

事 務 局 長 白 川 謙 敬

〒156 東京都世田谷区松原五四三三〇
〇三(三二二)〇二〇五
正法寺内

兵庫県仏教会

会 長 小 西 日 静

副 会 長 大 谷 昭 世

同 井 上 紀 生

事 務 局 長 円 成 淳 龍

〒652 神戸市兵庫区松本通三一四〇
法華寺内
〇七八(五二二)一六六八

暑中御見舞い申し上げます

真言宗豊山派宗務所

管 長 勝 又 俊 教

宗務総長 吉 田 俊 誉

総務部長 川 田 聖 定

教化部長 高 梨 宥 興

教務部長 栗 山 明 憲

財務部長 杉 本 亮 一

宗務総合庁舎建設委員会
事務局 長 服 部 賢 昌

事務局次長 鈴 木 道 雄

東京都文京区大塚五―四〇―八
〒112 〇三(九四五)〇六三九

総本山 仁和寺
真言宗御室派宗務所

管門 長 跡 小 林 隆 仁

執行 宗務 長 長 吉 田 裕 信

執行 総務 部長 長 行 鈴 木 快 幢

執行 教務 部長 長 行 森 尾 教 禪

執行 財務 部長 長 行 藤 橋 泰 信

華務 長 手 嶋 千 俊

京都市右京区御室大内三三
〒616 〇七五(四六一)一一五五

信貴山 真言宗
総本山 信貴山 朝護孫子寺

管 長 鈴 木 鳳 永

前管 長 野 澤 密 巖

宗務 長 田 中 真 瑞

庶務 部長 鈴 木 貴 晶

寺務 長 山 根 重 幸

信貴山 真華 流 會 長 小 沢 一 蒼

奈良県生駒郡平群町信貴山
〒636 〇七四五(七三)二二七七

愛知県仏教会

會 長 宇 佐 美 諦 練

副 會 長 瀨 辺 淳 信

同 江 川 辰 三

同 龜 山 黙 道

名古屋市中区東桜
二―一六―五一梅屋寺内

〒461 〇五二(九三二)八一二四

愛媛県佛教会

會 長 宇 都 宮 万 哲

副 會 長 山 岡 隆

同 豊 田 隆 淳

事務局 長 水 崎 章 元

松山市石手二―一九―二一
〒790 〇八九九(七七)〇七六六
地藏院内

暑中御見舞い申し上げます

神奈川県仏教会

会 長	福永隆昭
副会長	小崎竜雄
同	横山敏明
同	柳下隆侃
同	大井重忠
事務局長	本間孝康

〒231 横浜市中区大平町九六 西有寺内
〇四五(六六一)〇一六六

財団法人 埼玉県佛教会

会 長	山本道隆
副会長	江連俊則
同	河野亮永
専務理事	酒井文雄
常務理事	藤井宗彦
同	目黒靖淳
同	鶴岡幹夫
同	川端信明
事務局長	北之内真龍

〒336 浦和市高砂四一三十一八 埼佛会館
〇四八八(六一)二二三八

岐阜県仏教会

顧問 参議院議員	杉山令肇
名誉会長	谷 耕 月
全日仏理事	橘 感 月
会 長	加納博司
理事長	竹市 周
事務局長	松波高義

〒500 岐阜市西野町三一 本願寺岐阜別院内
〇五八二(六六)七八〇三

財団法人 国際仏教興隆協会

名誉総裁	阿部野 竜 正
理事長	巖谷 勝 業
印度山 日本寺竺主	葉上 照 澄
役員	一 同

〒153 東京都目黒区中目黒五十二四一
五三三 祐天寺内
〇三(七一)七六〇八

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理事長	山本 杉
事務局	一 同

〒170 東京都豊島区北大塚二一一一 事務局
大塚アラザビル7F
〇三(九一)〇一二八九

暑中御見舞い申し上げます

真言宗智山派
大本山 川崎大師平間寺

貫 首 高橋 隆天

院 代 茂木 隆応

總 務 馬本 克美

執 綱 原 隆 愿

執 事 野澤 隆 幸

常 務 小林 俊一

〒210 川崎市川崎区大師町四一四八
〇四四二六六〇三四二〇

日連宗総本山
身延山久遠寺

法 主 岩間 日勇

總 務 望月 一靖

職 他 職 員 一 同

〒499 25 山梨県身延町身延三五六七
〇五五六二二〇一一

大本山 成田山新勝寺

貫 首 鶴見 照 碩

〒286 千葉県成田市成田一
〇四七六二二二二一一

京都佛教会

会 長 東伏見 慈 洽

〒602 京都市上京区丸太町通千本東入
FAX 〇七五八〇二五三七
〇七五八〇二五三七
〇七五八〇二五三八

大本山 池上本門寺

貫 首 金子 日 威

〒146 東京都大田区池上一一一一
〇三七五二二二三二二

日光山輪王寺

門 跡 柴田 昌源

執 事 長石 塚 慈 恍

〒321 14 栃木県日光市山内三〇〇
〇二八八五四〇五三二

真言宗智山派

大本山 高尾山薬王院

貫 首 山本 秀 順

〒193 東京都八王子市高尾山二七七
〇四二六六二二二一一五

聖観音宗

金龍山 浅 草 寺

代表役員 大森 亮 雅

〒111 東京都台東区浅草二一三一
〇三三八四二〇一八

大本山 護 國 寺

貫 首 小林 良 弘

〒112 東京都文京区大塚五一四〇一一
〇三八四二〇七六四
〇七六五

暑中御見舞い申し上げます

真言宗豊山派
総本山長谷寺

化主 勝又俊教

事務長 門屋大寿

法務執事 寺沢栄章

教務執事 佐藤智仙

財務執事 高梨堅堂

総務執事 蓮俊孝

東京出張所長 吉野孟彦

奈良県桜井市初瀬七三二一
〒633-01 〇七四四四(七)七〇〇一

曹洞宗大本山永平寺

貫首 丹羽廉芳

外役寮 一同

福井県吉田郡永平寺町志比
〒910-12 〇七七六(六三三)

三二〇二・三

真言宗中山寺派

大本山 中山寺

兵庫県宝塚市中山寺一六一一
〒665 〇七九七(八六)六五一七
(八四)五六二一

真理舎

主管 友松諦道

東京都千代田区外神田三四一〇
〒101 〇三(二五一) 八六八三
神田寺内 八八四二

新義真言宗

管長 関尚道

東京都文京区湯島四一六一二
〒113 〇三(八一四)三四六四
湯島ハイタウンB一〇二一

真言宗須磨寺派

管長 小池義人

神戸切須磨区須磨寺町四六一八
〒654 〇七八(七三二)〇四一六

財団法人

仏教伝道協会

発願者 沼田惠範

会長 沼田智秀

理事長 葉上照澄

理事 中村元

同 雲藤義道

同 松原泰道

同 有馬清雄

監事 芝田徹男

同 三原信一

東京都港区芝四一三一四
〒108 〇三(四五五)五八五一

財団法人仏教伝道協会では、第17回
実践布教研究会(テーマ・「21世紀
の布教伝道」―浄土宗に学ぶ)〔後
援、天台宗総本山比叡山延暦寺・浄
土宗・仏教大学〕を開催する。

○期間 昭和62年7月21、24日

○会場 天台宗総本山比叡山延暦寺

○資格 僧侶(男子のみ)

○参加賛助金 二万五千円

三泊四日の間に、講演七回、実践、
研鑽、分科会が行われる予定。お問
い合わせは仏教伝道協会まで。

日本仏教界への提言 ①

座談会

同和推進、今後の展望

全仏三十周年記念企画として、今月号と九月号の二回にわたり、「日本仏教界への提言」と題して特集記事を掲載する。これは日本仏教界における諸問題について、その現状、今後の展望、そして全仏に何が望まれるかということ、識者の方に、座談会あるいは御寄稿という形で御意見を賜うとするものである。

今回はその第一弾として同和問題を取り上げる。去る六月十二日、京都の和順会館で同和正副委員

長会議が開かれたが、その場をお借りして座談会を開いていただいた。この座談会は、全仏同和委員会の委員長、副委員長の先生方に、教団を代表しているという立場を離れ、ひとりの仏教者として、日頃同和推進に深くかかわっておられる、という立場で自由にお話いただいたものである。司会進行は大山全仏同和推進部長。なお中村秀雄師は所用の為、途中退座されたことをおことわりしておく。

出席者

- 北角円澄（全仏同和委員長）
 - 蓮池瑞旭（全仏同和副委員長）
 - 中村秀雄（全仏同和副委員長）
 - 萬葉睦山（全仏同和副委員長代理）
 - 大山義信（全仏同和推進部長）
 - 神代紹文（全仏同和推進部次長）
- 敬称略



京都知恩院の和順会館で右から蓮池師、中村師、萬葉師、手前が北角師

大山 まず、仏教界における同和問題への認識といえますか、そこらへんのところから口火を切っていただくと思うのですが、同和教育に直接携

いるのですが、何年やっても未だに差別意識を払拭できないんですね。

寺院の後進性

先日、社会的な役割をお持ちのお寺の奥さんが、「お檀家さんが寺へ相談にいらっしゃいますが、被差別部落の人々も喜んで来てくれます」という発言をされた。この発言に含まれているご自分の差別意識というものに気付いておられない。

蓮池 お寺の住職とか、奥さんの発言というのは、社会的な影響力をもっているんですよ。それだけに罪深い。

萬葉 寺といえば、身元調査のことなどもありますね。

蓮池 差別に加担する調査をしてはならないと、法務省から各教団に全仏を通して通達のような形で伝えられたわけですが、それが、地方の寺院にまでいきとどいていない。法務省から通達が来たということも知らない。同和問題に関しての寺院の後進性というのか、打てども響かない状況が目につきすぎる。

もちろん、各宗派、教団で同和に関する研修会というのは、いろいろな形でなされていることは確かですが、それがどうも定着しないという現状があるんですね。

萬葉 本当に何度せまってもゼロにならない。

大山 差別意識というのは、人間の永遠の課題かもしれませんね。

萬葉 永遠の課題だけに、宗門の人は厳しく点検してやっていかなければならないと思います。

蓮池 日本特有の、家とか血族意識が結婚差別などでクローズアップされてくる。そういうものを含めて、仏教界が精神生活を取り戻していかなければならないのに、どうも遅れている。大きな問題ですね。

中村 末端寺院への浸透ということは、各教団単位の研修会や働きかけにかかってくるわけですが、その原案をつくって

いるのが、各宗派の行政レベルであるわけです。行政にかかわっている人が、どこまで人権意識を把握しているかによって、大きく変わってきますね。

教団行政レベルへの働きかけ

蓮池 全仏に加盟しているのは、そういう各教団の行政レベルですから、全仏はそれら行政レベルとどうかかわって、どう啓発していくかが問題になってくる。



北角師

例えば、公立学校の教職員免許取得のための必修科目には同和教育が入っている。しかし僧侶養成の必修科目には同和教育は入っていないんです。そのあたり、教団行政を啓発していかなくてはならない。そういうことの進めかたは全仏がやらなくてはならないと思います。

北角 全仏では、毎年同和研修会を開催し、各教団、県仏から多数参加していただいているわけですが、その参加者の宗派への報告が徹底されていないところがある。出席者が宗派に報告しない場合もあるだろうし、あるいは、宗派に報告し

ても、全仏ではそういう考えかたをするのかと、そういうところで終わってしまような現状があるような気がしますね。蓮池 行政レベルの無関心さですね。例えば教団内部で、同和のことは、専門家の同和委員にまかせておけばいいという風潮がありますね。これではいかんと思うね。

今後の同和研修会

中村 全仏の常務理事、理事クラス、つまり各教団の行政のトップクラスと是非話したいですね。同和問題にどうかかわっているか話を聞きたい。

大山 私どもでは、毎年同和研修会を開催しておるわけですが、この研修会について今後どのように運営していったらいいのかご意見をお聞かせ願いたいのです。

蓮池 まず思うんですが、テーマのことで、これまで何度も業論をとりあげてきましたが、やはりこの大問題に焦点をあわせ、くりかえし研修していく必要があると思う。くだいようでも。

現在、説教のたね本とか和讃に差別表



蓮池師

記やら、差別を助長するような考えかたが、なきげないことだが、たくさんある。しかし今日、それらが街で平気で売られておる。他にも、高名な方のお説教の中にびつくりするような差別発言を聞くこともある。差別戒名の根源もこの業論に



中村師

ある。これらにどう目をむけていくかという事なんです。これらの差別表現、差別事象は大変悪いことだ、それで終わらせてしまおうですね。

一方、業論というと、現在全仏から各教団に出ている業論に関するアンケートでもそうですが、どうしてもすぐに教義とか原始仏教とか学問的に追求していく。ところが、現実社会とのつながりがないんです。差別事象と業論とのむすびつきがなにもわからないところで論じられている。

ですから私は、このつながりといますか、業論と今日の差別事象との橋渡しを是非していただきたいと思う。

葛葉 今、テーマの話ができましたが、今後、研修会の対象をどうしぼっていくかという問題もありますね。いったい誰を対象として研修するか。幅広くいろいろな人を対象として開催するのか。

蓮池 同宗連では、初心者を対象とした研修会をひらきましたが、そのような配慮も必要かもしれない。一方教団単位でだれを動員するかという問題もある。きちんとローテーションを組んで動員できれば良いと思うがね。

葛葉 そこまでいっている教団は極めて少ないでしょうね。手の空いている人に行っていただくというのが多いのじやないですか。格差がありますね。

蓮池 今、加盟教団それぞれの同和問題に関するレベルといますか、それはばらつきが大変大きくなってきています。組織をあげて同和問題に取り組もうとしている教団もあるし、まだ、ほとんど体制ができていない教団もある。けっして同一スタートラインにはたっていない。ここにも全仏の取り組みのむすかしががありますね。しかし、これからはそういうことにも十分に配慮していかねばいかんと思う。



葛葉師

今後の同和推進

蓮池 宗教者らしくない過激な言葉を使わせていただければ、同和問題は闘いなんです。教団内部での闘い、一方全仏はそれを教団内の中心に位置づけさせるように働きかける。このように二本立てで、

内部からと全仏からやっつけていかないと、教団内において同和問題が、なかなか中核になっていかない。例えば、僧侶養成機関のなかに同和問題をどのように位置づけさせるか、というようなことは教団内部でもやり、全仏でも働きかけるといふ相互関係がなければなかなか進まないわけです。

萬葉 今、蓮池先生がおっしゃったことは、それだけ全仏の同和推進へのあゆみが軌道に乗っているということがいえますよね。例えば「業論に関するアンケート」によって各教団はいやおうなしに動かなくてはならない。いかなれば全仏はひとつのルールを敷いてくれているわけです。このような活動、もちろん研修会や先程でした行政レベルの啓発という

ことも含めて、これらをもっと強力に押し進めていけばよいのではないのでしょうか。各教団がいやおうなしに進まなくてはならないような。

蓮池 そこに全仏としての働きというか、意義があると思うな私は。同和問題を教団内部でできればいいじゃないか、ちゃんと位置づけられればいいじゃないか、そういうものではなく、この全仏というベースの上で、いかに各教団どうしが互いに刺激されながら進んでいくか、これが大切なことだと思いますね。

基本制定へ向け 第二のスタート

北角 最後に一言つけ加えたいのですが、全日本仏教会では、これまで部落解放基

本法の制定というひとつの取り組み目標があったと思うんですが、今回、基本法制定は見送りになり、かわりの法律にすり替えられてしまったわけですね。私としては、この基本法が成立することが、宗教界として同和推進を強力に押し進めるひとつの契所になると思っていたわけですが、その意味からいって、なにか盛り上がりというものが、全体的に停滞してしまつたと、このように感じるので、いかがでしょうか。

神代 たしかに今の時期、意識の上でなかだるみの時期といえるかもしれませんが、蓮池 私としては、これまでの動向を第一次と考え、これから第二のスタートだと考えますね。

先日の日比谷公会堂での一万人集会、そこから第二次の部落解放基本法制定運動が始まっています。同宗連もそうだが、全仏もその一翼を担っているんだという在りかた、そういう方向性を今年度もう一度確認していかなくてはなりませんね。昨年十二月の意見具申、これを受けて厳しい状況というのはこれからでくるのではないのでしょうか。我々が差別をなくそうとすることからはらの問題がでてくる可能性があるわけで、それを正しくしていくのも、これからの全仏同和研修会のひとつの方向だと思いますね。

(文責・社会部)

緊急報告

静岡市のいきすぎた 税務調査、 税務指導

仏教界への税務攻勢は、年々厳しくな

っているが、それにつれて全仏へ通報される、いきすぎた税務調査や税務指導への苦情や相談が急増している。

今回も、「寺院会計の決算時に剰余金などでたら、それは住職の給与あるいはボーナスとして受取り、その分税金を払いなさい」という税務署の指導が行われて

いるとの通報が全仏に入った。

これは静岡県の静岡市仏教会から、浄土宗をとおして全仏に連絡されたもので、静岡市内の寺院ではそのような指導が数例、また宗教法人本来の活動の収支決算書、寺院規則の提出をうながす文書は、静岡市内全域の寺院に配布されているとのこと。

この税務調査に関しては、三重県の津

市、岐阜県岐阜市でも同様の事例があがっており、各寺院が個々に対応すると混乱をおこす恐れがあることから、早急な対応が肝要であるとみられている。

今回は法律相談をお休みして、緊急報告を掲載する。(文責・社会部)

超満員の現地講習会

去る六月二十二日、長谷川全仏顧問弁護士と石川財務部長、瀬戸財務部長、上田社会部次長(取材)が、早速実情調査のために、静岡市へでかけた。

我々が訪問したのは、JR静岡駅前にある法伝寺。浄土宗の寺院である。

住職の友田達祐師、静岡市仏教会会長の山本泰彦師、税理士の大村晋氏が出迎えてくれた。

法伝寺では、とにかく税務調査や指導を受けた現地の生の声を聞いてほしいと、その日緊急の税務講習会を開催。市内の寺院から住職や寺族の方達約百二十名が

参集。本堂は超満員となった。この件についての関心の高さが伺われる。

税務指導の報告

長谷川弁護士が税務対策についての講義を行い、その後質疑応答という形で、出席者から次のような税務指導に関する報告がなされた。

「自分の寺では、寺院収入だけでは暮らしていけないため、副業で収入を得ている。寺としての収入は、他の寺院の手伝いで得た収入が多いのですが、税務署員が来て、これはほとんどが役僧をしての収入であり、住職本人が外で稼いだお金のだから、この剰余金はボーナスとしてもらってしまいなさい。だいたいこの寺は、檀家が維持している体裁になっていない。なにも住職が自分で稼いだ金で寺を維持することはないでしょ、といって、所得税の具体的な額まで提示してこれだけ払いなさいといわれた。」

「予告なしに訪れ、お寺に残った金ははっきりしないんだから、住職さんもらっちゃいなさい。税金を払えばもえますよ、と勧めような口ぶりだった。」

「私のところでは給料の額まで税務署側で決めてくれた。」

「他に務めていて、法人から給料をもらっていないのだが、税務署員は、それはよくないから給料をもらうようにしなさい。もしもらわないのなら檀家の判をもらいなさいと、まるで脅しのようだった。」

これらの報告から、この税務指導は、寺で収入を得ずに他の職務で収入を得ている方が対象であり、税務署側としては、なんとか所得税を取りたい、そういう意図のあることが伺われる。

これらの報告に対して長谷川弁護士は、「一年の決算がすんで余ったお金、すなわち剰余金は、寺の基本財産に入れるな



発言する長谷川全弘顧問弁護士

り、来年度に繰り越して、なんらかに使用すべき金であることはいうまでもない。その金を住職が給料として取ってしまった、もし災害が起きて建物が破損したらどうやって直すのですか。給料としてもらってしまえという税務署員には、いざという時のために文書にしておいてもら

うとよい。

こんなとんでもない指導がなされた背景には、寺院のお金は法人のものとはいえず、住職個人の裁量でどうにでもするこゝとができるのではないかという、税務署員のあやまった認識の仕方があると思う。だいたいこの指導は税務置が組織的にやったものではなく、税務署の職員が熱心すぎた上でのいきすぎの指導だと思われる。

この件についてはきちんとした抗議をしなくてはならない。住職の裁量で法人のお金がどうにでもなるということが、右へならえて一般化すると、公益法人のあり方自体に疑問がもたれてくるし、檀家とのトラブルが発生する恐れもでてくる。

ただ、抗議といっても、口頭での指導は証拠がないのでむずかしい点もあるが、しかしともかく、きちんとした意志表明をしておく必要があると思う」と発言。

税務調査の報告

これに続いて、今度は税務調査についての報告がなされた。

文書は六月八日付で、静岡税務署長が出した「決算書類等の提出の依頼について」という依頼文書。宗教学法人本来の活動の収支決算書と寺院規則を、六月二十日までに提出することを促しており、

これが返事をしなくてはならないような印象を与えている。これについては市仏の山本会長と大村税理士が税務署長にか

けあい、提出期限は延期してもらっていないとのこと。しかし提出するか否か、市仏としての態度をきめかねており、その点が一番の焦点となっている。

長谷川弁護士は「これは法定外文書であるから法律上は提出する必要はない」とはっきり提出を否定して、次のように述べた。

「昭和五十六年に法人税の基本通達の大改正が行われたが、ひとつは、宗教学法人本来の活動であっても収益事業になる場合があるから注意しろ、ということ。これは例えば寺でお経の本をだしたら出版業になるということですが、全仏、日宗連が撤回を要望している。もうひとつは、収益事業をやっている場合、その申告時に宗教学法人本来の決算書も出す必要があるので注意しなさいという通達。これには、宗教学法人本来の収入には法人税は課せられないから、提出の必要はないと申し入れをしている。何故このような通達が出たかといえは、例えば収益事業をやっている場合、同じ電気代にしても、収益事業にかかる電気代と本来の宗教活動にかかる電気代との分け方が問題になるわけで、その点を調べるために提出してほしいと彼等はいつている。しかし、それならば別の資料を提出すればいいのであって、宗教学法人本来の活動の全部をみせる必要はないわけです。」

このような二つの通達とそれに対する全仏の撤回要請を前提にして、今回の対応を考える必要がある。もともとこの通達というものは、国税庁長官が税務署職

員にたいする業務命令の一種であり、職員は拘束されるが、我々にはなんの拘束力はないものです。

しかも、この調査文書は、収益事業をやっていない寺にも提出しろといっているわけで、右の通達からいっても、この提出は義務のないことである。

このように、この調査文書は、二重三重の意味で問題があります。

反省点もある

ただ、何故このような文書がでてくるのか、それについて実は我々が反省しなくてはならない点があります。

それはなにかといえば、財産目録というものは、宗教法人法によって寺院に備えておくべき帳簿である。もちろんこれを税務署に提出する必要はないが、しかし寺に常備しておく必要はあるのです。ところが、寺院で、それがきちんとなされているのかどうか、この点疑いを持たれているわけです。残念ながら、この疑いはけつしてはすれではないといえます。そしてさらに、お寺に入るべきお金を任職個人がふところに入れていっているのか、こういう疑いもたれているのです。

このような疑いもたれる素地があることを、我々は十分に反省しておく必要もあるのです。

さて、税務指導の件もそうですが、この件もしかるべきところにきちんとした抗議をする必要があります。ただ、個人

的に税務署にかけあっても、全く埒があきません。やはり、向うも組織ですから、こちらも組織的に動く必要があります。市の仏教会、県の仏教会、あるいは全仏として抗議するということですね。

石川全仏財務部長も「税務署にたいしては、組織で対抗しなくてはならない。疑問を持った時は、個人的に処理せず、



熱心に聞く満員の参加者たち

仏教会等に問い合わせた方がよい。これまで、群馬県と新潟県における税務調査により撤回されたという事実があるが、この静岡の場合、寺院規則の提出も含まれているという点でやや特殊といえる。三重県の津市、岐阜市でも同様の事例が

あがっており、この件は、静岡市だけの問題ではなく、これから全国あちこちで発生する可能性も考えられるわけですから、仏教界全体の問題であるという認識をもってもらいたい」と述べた。

これらの答弁にたいして、もし提出しないと、税務署から報復措置があるのではないかという質問が出席者からも起こった。これについて、長谷川弁護士は「提出しなかったからといって、法律上不利を被ることはない。巷にそのような噂があることは誠に遺憾。」と発言した。

これらのやりとりを受けて、最後に山本静岡市仏教会会長は「この件については、全日本仏教会の方ではかりただくということにしたいと思えます。今、長谷川先生が、法律上提出の業務はないとお話いただきましたが、もし、提出しなくてもいいという結果になったとしても、我々の宿題は終わったわけではないことを注意しなくてはなりません。法人として必要な書類をそろえておくのは、法律上決められたことであることをきちんと認識しておく必要があります。私としては、きちんとした書類があるのなら提出したってよいのではないかと思っております。税務署を避けてばかりはいられませんから、まあ、ともかく揃えるべきものはきちんと揃える。それでこそ、こちら側も権利が主張できるし、税務署と対等に接することができると思えますね。」と発言。

全国的な視野で対応しようとしている全仏の対応の仕方と、地元の税務署と具

体的なかかわりがあり、また、地元寺院の帳簿作成を推進しなくてはならない立場にある市仏の対応の仕方には若干のずれがあったようである。

ともあれ、この件については、一応提出せずに保留ということに決定。また、県仏をとおして全仏にはかり、検討を願うことになって、午後五時半すぎに散会となった。

さて、翌日の二十四日、東京グランドホテルにおいて全仏主催の都道府県仏代表者会議が開催されたが、静岡県仏教会より、事務局長の横山政道師が出席。市仏よりの要請があり、県仏としても全仏に正式に検討を依頼することを表明した。そして早速、全仏税務委員会で検討されることになった。

横山師の話によると、静岡県では実は沼津市でも同様の税務指導がおこなわれており、非常に不安感をもっているとのことであった。

静岡市における実情を報告した長谷川弁護士は、都道府県仏代表者諸師にたいして、とにかくこの点は注意してほしいと次の二点を強調した。

○法定外文書に対して返事をする義務はないが、しかし法人として必要な書類は必ず揃えておく義務がある。

○税務調査や税務指導を受けた場合、各寺院単位で対応せず、かならず市や県、宗派、あるいは全仏に連絡し組織的な対応をする。

この件についての今後の動向については、全仏誌上で逐次報告する予定である。

全仏創立30周年記念事業実行委員会

7月27日開く

発足の待たれていた全日本仏教会財団創立30周年記念事業実行委員会が、来る七月二十七日、東京グランドホテルにおいて開催されることになった。委員会は若槻修道理事長を実行委員長に、総務・式典・記念出版・勸募・国際委員会など約百名の委員で構成される。

記念事業については、世界仏教徒連盟(WFB)執行委員会の開催(八月五日、八日・京都)、記念誌『全仏30年の歩み』の刊行、記念式典の開催が計画されている。

式典は、全仏関係物故者追悼法要、功勞者表彰、梅原猛先生による「日本仏教の特質と将来」と題する講演、祝賀パーティー(五百名規模)をもって、十月七日東京芝の増上寺ならびに東京プリンスホテルを会場に開催される予定である。

哀 悼

那須 政隆師

五月三十一日、九十二歳で遷化。

真言宗智山派元管長。成田山(教育・文化・福祉)財団理事長。大正大学元学長。

事務局録事

六月

二日 貝山宣泰師本葬儀参列

三日 岐阜県仏教会役員来訪

部落解放基礎講座出席

昭和六十二年七月一日発行

- 五日 局内会議
- 六日 茨城県仏教会同和研修会出席
- 八日 塩入亮達師御見舞
- 十一日 法律相談
- 十二日 宗教法人セミナー(福岡)同和正副委員長会議
- 十八日 全青協墨蹟展開会式出席
- 十九日 局内会議
- 二十日 中山法華経寺前貫首本葬儀参列
- 二十二日 静岡市仏教会訪問
- 二十三日 都道府県仏教会代表者会議
- 二十四日 宗教部会出席
- 二十五日 税務委員会
- 日宗連理事會出席
- 法律相談

おことわり 八月号は休刊です。

寺院用具
浅草通り五鳳会加盟店
株式会社 決田商店
東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表(841) 4965

瞬間と永遠

株式情報生中継。
わが家で証券取引。

画面見本はサンラインEタイプのものです。



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません。)

※平日8:00-18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00-14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料金無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近(の)山一証券でもお問合わせ・お申込みを承ります。
お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)